

平成30年6月30日

## 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産一覧表への 記載決定について（速報）

我が国が世界文化遺産へ推薦を行った「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、第42回世界遺産委員会が世界遺産一覧表に記載することを決定しました。

決議の概要は、追ってお知らせします。

### 1. 決定時刻：

現地時間 6月30日（土）11：50  
（日本時間 6月30日（土）17：50）

### 2. 資産名：「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

### 3. 構成資産：原城跡、平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）、

平戸の聖地と集落（中江ノ島）、天草の崎津集落、外海の出津集落、  
外海の大野集落、黒島の集落、野崎島の集落跡、頭ヶ島の集落、  
久賀島の集落、奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）、  
大浦天主堂

### （参考）世界遺産委員会による決議の4つの区分

- ① 記載（Inscription）：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期（Deferral）：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載（Not to inscribe）：記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

<担当> 文化庁文化財部記念物課  
課 長 大西 啓介  
専 門 官 菊地 史晃  
電話：03-5253-4111（代表）（内線2877）  
03-6734-2877（直通）

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」  
世界遺産一覧表への記載決定に当たっての  
林 芳正 文部科学大臣談話

バーレーンのマナーマで開催されている第42回世界遺産委員会において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が、人類全体の貴重な遺産として世界遺産一覧表に記載されることが決定されたことを大変喜ばしく思います。

当初の推薦がイコモスからの厳しい指摘を受けて取下げとなって以降、地元関係者の皆様方は「潜伏キリシタン」が独特の文化的伝統を育んだことを物語る資産として推薦書を作り直し、登録へ向けて粘り強く取組んでこられました。

今回、世界の人々に祝福されつつ見事に資産登録を実現された地元関係者のたゆまぬ御努力に心から敬意と祝意を表します。

文部科学省としては、地元の関係各位と連携しながら、人類の共通の宝である貴重な世界遺産の保護に万全を期し、後世に確実に引き継ぐとともに、その価値を積極的に発信してまいります。